

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		行政財産使用料の減免	
根拠法令及び条項		那覇市上下水道局行政財産使用料規程第5条	
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市上下水道局行政財産使用料規程第5条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった翌日から起算して30日以内) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成11年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 配水課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

那覇市上下水道局行政財産使用料規程第5条

(減免)

第5条 次の各項のいずれかに該当するときは、管理者は使用料を減免することができる。

- (1) 主として市の職員を構成員とする団体がその事務所のため、又はその構成員の研修若しくは福利厚生 of 事業を行うために使用するとき。
- (2) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 地震、火災、水害等の災害により行政財産を応急収容施設として短期間使用させるとき。
- (4) 上下水道局の委託を受けた者がその事業の執行のため使用するとき。
- (5) その他管理者が特に必要があると認めるとき。